前　　障

令和２年４月２３日

障害児通所支援事業所　代表者　様

前橋市長　山　本　　龍

（公印省略）

前橋市指定障害児通所支援事業運営要領に基づく「第３条　職員状況の報告」及び「第４条　現員状況の報告」の提出について

日頃から、本市の障害福祉行政の推進に格別な御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。さて標記について、職員状況の報告は「毎年５月１日現在の職員状況について、６月１日までに報告する」、現員状況の報告は「毎年５月１日現在の現員状況について、５月10日までに報告する」と規定されておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、下記のとおり取り扱いことといたします。ついては、変更後の期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

（障害福祉課障害政策係）

記

１　提出期日

(1)職員状況報告

令和２年７月１日（水）必着（※６月１日現在の状況を報告すること。）

(2)現員状況報告

提出不要 ※1

２　提出書類「勤務形態一覧表」、「従業者(管理者、児発管は除く。)の資格者証等」※2

３　提出方法　前橋市役所障害福祉課障害政策係あて

郵送又は窓口にて、ご提出ください。

４　留意事項

※1　年３回(5月,10月,2月)の報告となりますが、10月・2月の報告は、追ってご提出をお願いしますので、ご承知おきください。

※2 人員基準を満たすことがわかる、資格者証(写)や実務経験証明書(写)等のご提出をお願いします。なお、既に提出されている書類であっても、改めてご提出ください。また、平時の「従業者(管理者、児発管は除く。)の変更届」は、今後一切不要

です。届出が必要な事項については、別添「変更届等必要書類一覧」を参考に、届出等をお願いします。

5　参考「前橋市指定障害児通所支援事業運営要領」

（職員状況の報告）

第３条　指定障害児通所支援事業事業者は、毎年５月１日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、６月１日までに提出するものとする。

（現員状況の報告）

第４条　指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、毎年２月、５月及び１０月の各１日現在の事業所の利用状況について、「現員状況報告書」（別記様式第１号）により、当該月の１０日までに報告するものとする。

【問い合わせ】
前橋市役所障害福祉課障害政策係
電話　０２７－２２０－５７１３（直通）
ファックス　０２７－２２３－８８５６
メール　syougaifukushi@city.maebashi.gunma.jp